



ENEOS

女性活躍推進法・次世代育成支援 対策推進法に基づく行動計画

2026年4月

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 2026年4月1日～ 2028年3月31日まで

2. 内容

目標：年次有給休暇の取得率80%を維持

<目的> 仕事と育児等の両立を支援するため

<対策> 各部門内での年次有給休暇計画の作成を義務化し、取得状況の定期的な確認を行う

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 2025年4月1日～ 2027年3月31日まで

2. 内容

目標1：男性の育児休業取得率75%を維持する

<目的> 男性の育児休業取得を促進するため

<対策> 妊娠・出産・育児休業に関するセミナーおよびアンケートの実施

目標2：月間時間外労働時間を平均20時間以下とする

<目的> 仕事と育児等の両立を支援するため

<対策> Action 5の推進